

鹿児島県総合評価方式(自己採点方式)試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県（以下「県」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）において実施する総合評価方式(自己採点方式)に関し、別に定めるもの（※）のほか、その試行に必要な事項を定めるものとする。

※「鹿児島県建設工事一般競争入札実施要領」，「鹿児島県総合評価方式試行要領」等

(定義)

第2条 この要領に基づき試行する総合評価方式(自己採点方式)(以下「自己採点方式」という)とは、鹿児島県総合評価方式試行要領（以下「総合評価要領」という。）に規定する総合評価方式において落札候補者を決定する際に、入札参加者の自己採点による技術評価点(以下「仮技術評価点」という。)を用いる方式をいう。

(適用類型)

第3条 自己採点方式を適用する総合評価方式の類型は、総合評価要領第1条第2項に規定する「特別簡易型」とする。

(対象工事)

第4条 この要領に基づく試行の対象とする工事は、一般競争入札（WTO対象を除く。）又は指名競争入札に付する工事のうち、知事が指定するものとする。

(学識経験者の意見聴取及び技術評価委員会)

第5条 地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の10の2第4項に基づき、落札者の決定基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるにあたり留意すべき事項及び同施行令第5条に定める「総合評価技術委員会」（以下「技術委員会」という。）については、総合評価要領第4条及び第5条によるものとする。

(落札者決定基準等の決定)

第6条 落札者決定基準等の決定については、総合評価要領第6条第1項から第3項及び第5項の規定によるものとする。

(仮技術評価点の決定方法)

第7条 仮技術評価点は、入札参加希望者が提出する自己採点表に県が記入すると指定した項目の採点を加えたものとする。この際、県は、入札参加希望者が提出した自己採点表の各項目の点数は修正しない。

2 仮技術評価点は、工事を発注・管理する所属の運営委員会(振興局・支庁課運営委員会、本庁課運営委員会)で確認の上、決定するものとする。

3 前項の運営委員会の確認は、回議による確認でもよいものとする。

(自己採点表の提出)

第8条 県は、自己採点方式により入札を行おうとするときは、入札参加希望者に自己採点表の提出を求めなければならない。

2 前項の自己採点表の受付期間は、公告の日の翌日から起算して10日間（当該期間に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除いて10日間）とする。

3 自己採点表を提出しない入札参加希望者には、入札参加資格を認めないものとする。

(技術資料等の提出)

第9条 県は、自己採点方式により入札を行おうとするときは、入札執行後、指定した者に技術資料の提出を求めなければならない。

2 前項の技術資料の受付期間は、県が指定した期間とする。

3 県に技術資料の提出を求められた者で、技術資料を提出しない者は落札者とししないものとする。

(入札公告又は指名通知に示す事項)

第10条 県は、総合評価方式(自己採点方式)により入札を行おうとするときは、次の事項について公告又は指名通知に記載する。

- (1) 総合評価方式による入札であること
- (2) 自己採点方式を適用する入札であること
- (3) 自己採点表の内容及び提出期限
- (4) 技術資料の内容及び提出期限
- (5) 落札者決定基準に関する事項
- (6) 第12条に関する事項
- (7) 第13条に関する事項
- (8) その他総合評価方式に関する事項

(入札結果の公表)

第11条 入札結果の公表については、総合評価要領第9条の規定によるものとする。

(入札結果に対する疑義照会)

第12条 入札結果に対する疑義照会は、総合評価要領第10条の規定によるものとする。

(評価内容の担保)

第13条 評価内容の担保は、総合評価要領第11条の規定によるものとする。

(技術資料等に関する機密の保持)

第14条 県は、この要領に基づき提出された技術資料及び自己採点表については、公表しない。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。